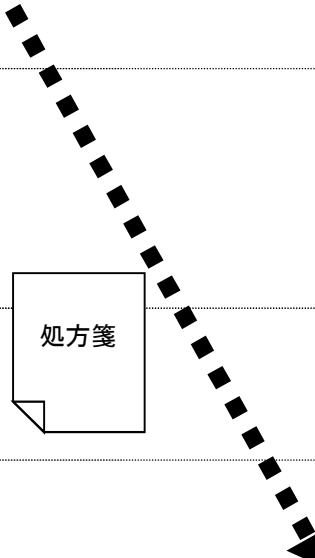


オンライン診療における緊急避妊薬の調剤の手順(イメージ)

患者	医療機関(医師)	薬局(薬剤師)
<p>①対面診療の考慮</p>		
<p>②オンライン診療受診(医療機関への連絡) ・オンライン診療可能な医療機関へ連絡し、受診(受診前に、厚生労働省のホームページに公表される一覧に基づき希望薬局を選択)</p>	<p>③オンライン診療の実施</p> <p>④薬局の対応可否の確認 患者が選択した薬局に連絡し、対応可否を確認</p> <p>⑤(診療後)薬局へ処方箋情報の送付・情報提供 ・ファクシミリ等により薬局に処方箋情報を送付(患者情報も併せて送付・・・様式1) ・処方箋原本を薬局へ送付</p>	
<p>⑥患者が選択した薬局へ来局 ・来局の際に本人確認書類を提示</p>	<p style="text-align: center;">処方箋</p> 	<p>⑦調剤応需 ・本人確認を行い、事前送付された患者情報又は処方箋情報と相違ないか確認(様式2) ・必要に応じて処方内容の照会 ・調剤</p>
<p>⑨服用 ・薬局にて緊急避妊薬を服用</p>		<p>⑧服薬指導等 ・必要な服薬指導等を実施 ・3週間後の受診の必要性の説明(様式3)</p>
<p>⑫3週間後の受診</p>	<p>⑬診療(対面) ・お薬情報提供書の確認 ・妊娠していないことの確認、より確実な避妊法の指導 ※オンラインと別医療機関の可能性あり</p>	<p>⑩服用確認・処方医への情報提供 ・服用したことを医師へ情報提供(様式4)</p> <p>⑪処方箋原本の受理 ・処方箋情報と相違ないか確認、保管</p> <p>⑭患者の情報の提供(⑬の医師の求めに応じて)</p>